保険2第3章 契約者配当

3.1 序文

3.2 生命保険会社の利益と契約者配当

H20 生保 2 問題 3(1) ①イ

契約者配当を行う理由について簡潔に説明せよ。

解答

◇安全性の原則(安全割増の還元) 保険料計算に用いる基礎率を高めに設定して、保険債務履行のために保険料の十分性を確保している。このため、事後的に契約者(社員)配当を支払うことで、実費主義の理念にもとづき可及的に安い費用で保障を提供する。契約からの時間経過とともに会社の実際上の経営諸効率が判明するにつれて、これらの事前に設定した諸率との水準差を契約者配当として還元することで、契約者間の公平性を保つ必要がある。

◇保険料率の調整 契約年齢別に保険料を細分化することや、経過年別の費消実態を反映した付加保険料(予定事業費)・選択表を保険料計算に用いることが事務的に負担となる場合、保険料率あるいは計算基礎は経過年別要素を反映せず、社員(契約者)配当を行うことで、配当による保険料の事後精算を行う必要性が生じる。

◇**経験料率の採用** 信頼できる統計データが不足している場合や、適切な危険率の測定が困難な場合、真の危険率に料率を補正するために契約者(社員)配当を行う。

演習問題 3.2.1

生命保険における契約者配当は、高度な経営技術課題の一つといわれる。この理由を説明せよ。(P.3-4~5)

解答

- 1. 長期性に基づく収支構造の理解
 - 収入と支出にタイムラグが生じるという期間構造
 - 費差収支面では、収入は平準化している一方で、支出は契約初期に多く生じるため、契約初期は費差収支がマイナスとなることがある
 - 危険差収支面では、選択効果を提えると、この効果は経過に応じて薄れていくため、危険差収支が経過につれて減少することがある
 - 予定基礎率は確率論・統計手法などを用いた予測のもとで算定される

- 消滅時に初めて、設定した予定基礎率に応じた収支が確定する
- 2. 剰余の適正配分

収支構造を踏まえた上で、決算の剰余を、①契約者還元 (契約者配当、社員配当) ②株主還元 (株主配当) ③社内留保 (ソルベンシー確保) ④社会還元 (税金等) に適正に配分する必要があること。

3. 公平性と実務負荷のパランス

具体的な配当率は、契約者間の公平性に重点を置き、また事務処理の簡便性も考慮する必要があること。

4. 商品・価格政策

契約者配当は募集文書パンフレットにおける表示のように、商品政策、価格政策の要素となり得ること。

5. 多様化する収支構造の把握

近年においては、収支構造が多様化 (特に、運用手法の多様化、第3分野商品の開発による保険引受リスクの多様化) することにより複雑になり、その把握負荷が大きくなってきていること。

演習問題 3.2.2

契約者に契約者配当を還元するにあたって、決算利益の特性、契約者配当の特性の視点から留意すべき点をあげ、配当財源をどのように決定するか説明せよ。(P.3-6~12)

解答

- 1. 決算利益の特性からの留意点
 - (a) 契約者配当財源との相違

決算利益の二部分

- 即座に契約者に還元すべき部分
- •会社に留保しておくべき部分:将来のソルベンシー確保と契約者配当の向上・安定性維持のため。

保険業法での相互会社の分配財源

- i. 分配剰余の上限としての配当制限 (いわゆる配当可能利益)、
- ii. 当年度発生の剰余から社員配当準備金に繰入れるべき最低限の水準を定める規定(いわゆる配当繰入下限)
- (b) 契約群団利益との相違
 - 各契約群団にとつての実際の利益は、責任準備金の積立方式とは独立に定まる
 - 決算時の利益は責任準備金の関数であり、
 - 契約期間を通じて両者は一致する
 - (ことを考えれば、) 契約途中での決算時の利益は、あくまでも一つの責任準備金の積立方式による評価数値で しかない
- (c) 生命保険契約の長期性
 - 決算時の利益は、単年度における利益であって、
 - 各契約群団にとっての真の利益はその契約群団が完全消滅して初めて判明するものである。
 - 生命保険契約は長期のものであるから、契約期間中の特定の年度だけを取り上げた単年度の利益だけを見て も、当該契約の真の会社への利益の貢献度は判明しない。

(d) 配当開始期

- 契約者配当に対応する財源は、保険年度式の利益が基本となるが、
- 実際に決算において把握できるのは事業年度式の利益である。
- 契約者配当とその財源となる利益の期間対応に留意しておく必要がある。
- 3年目配当の場合、利益が生まれた事業年度は、その決算で割り当てる契約者配当に対応する保険年度から平均して半年遅れている。
- また、満期等の消滅時には、2年分の財源を準備することが必要となる点も留意が必要である。

(e) 決算利益の不安定性

決算利益自体、契約者配当に直接影響させることが適当でない様々な要因によって変動する可能性があり、安定的とならない一面を有している。例えば、以下が挙げられる。

- i. 新契約が高進展した年度における (現行の利益の評価方式の下での) 利益の圧迫
- ii. 地震、災害等の異常危険の発生による損失の発生
- iii. 経済環境の急激な変化による財務収益の大きな変動
- iv. 会計基準等を含めた法令等の変更による収支の変動

2. 契約者配当の特性からの留意点

(a) 契約者配当の公平性

契約者配当の特性を考える上での最大のポイントは、契約者間の公平性ということになるが、公平性の概念は極めて幅広く、柔軟なものと考えられる。

- i. 契約者間の公平性といっても、会社経営の健全性の確保と契約者全体の利益確保がこれに優先される。
- ii. 同一世代間の公平性と世代を超えた公平性が求められるが、両者は相反する一面を有している。(例えば、初年度の契約手数料支出と付加保険料収入のタイムラグによる期間損益への影響の取り扱いなど)
- iii. 契約者の納得性が得られる公平性でなければならないが、それは数理的な公平性と必ずしも一致しない。また、その要求するものは時代とともに変化する。
- iv. 実務上は簡明性が求められるが、それを失ってまで厳密な公平性を追求する意義は乏しい。

(b) 契約者配当の安定性維持

- 生命保険会社の利益の特質から、毎年の剰余は各種要因で変動する要素を含んでいる。
- その一方、保険契約は長期にわたる契約であることから、毎年の契約者配当は安定性が求められるため、その 実現は、生命保険契約の長期性を踏まえると重要な要素である。
- この場合、単年度の利益を全額還元してしまうことは好ましくない。
- また、配当方式を安定的に適用することも重要である。
- しかし、その長期性ゆえに、環境変化への対応、及び収支貢献度に応じた適切な還元を行う観点から、
- 同じ方式を用い続けることが適切でなくなることもあり得るであろう。
- 変更することとなる場合には、十分な説明が必要になることから、契約者からも理解されやすい方式で安定維持を図っていくことも重要であろう。

(c) 保険料率の先行指標

- 契約者配当は、概算収入された保険料の割戻しという意味合いに加えて、
- 将来の保険料率設定の先行指標としての意味合いもある。

- 安定的に実施されてきた契約者配当部分は、保険料率見直しの際には、保険料率の引き下げ部分として考慮されることとなろう。
- 従って、保険料率の見直しの時期や水準との関係にも留意をしておく必要はある。
- (d) 既契約者の保険料の調整機能
 - 予定基礎率を改定して低料を行い、既契約に保険料改定を遡及せずに、料率差を調整配当¹⁾という形で事後的に精算する場合、
 - 一旦、利益という過程を通った料率差に該当する財源から、通常の契約者配当と同様に配当割当が行われる。
 - この調整配当の財源となる利益は、他の利益と区分して考えることも必要であろう。
- 3. 契約者配当財源の決定要因
 - (a) 責任準備金の評価方法

負債の大宗を占める責任準備金の評価方法によって、決算時の利益が大きく変動する 計算基礎率と積立方式に大きく依存する。

決算時の利益を、どのように振り分けるかのバランス

- i. 計算基礎率
 - 保険料計算に用いた基礎率と同じ計算基礎率を用いるか、別途の基礎率を用いるか
 - 現行実務は、標準責任準備金を積立てている契約に対しては、保険料の計算基礎と異なる基礎率を用いているケースが多いが、責任準備金の計算基礎を保険料の計算基礎と一致させることも考えられる。
 - この場合に留意しなければならないのはそれが保守的に設定されている必要があるということである。
 - 責任準備金を手厚く積み立てるべきか、責任準備金の外枠に諸準備金²⁾ を持つことを義務付けるかは、その 国の税制等を含めた諸規制との兼ね合いもあって一概には云えない
 - どれだけ内部留保を持つべきか、というのは、将来の見通しにかかわることであるから利益自体を単年度 ベースで一意的に定めることが難しい。
 - 経過年数の浅い時点では会社に留保すべき金額は、会社の実際の効率を反映したアセット・シェア法を用いて算出される積立金より大きくなり、契約者配当財源が捻出出来ないという結果を一般的に招来することになる。
 - また、他方で配当開始期を極端に遅らせることは解約返戻金の水準とも関連するが、(アセット・シェア法との違い等から、) 不整合をもたらすこともあろう。
- ii. 積立方式; 例えば、平準純保険料式 or チルメル式のいずれで評価するか?

保険業法において、責任準備金の積立ては、積立方式は平準純保式 (計算基礎率は標準利率、標準生命表) 実務上は標準責任準備金ベース。健全性の確保が公平性に優先、標準責任準備金制度の目的がソルベンシー確 保。平準純保険料式での評価については、

- 新契約については、初年度に経費を必要とする構造となっているため、新契約が進展すればするほど、利益が圧迫されることになる。このため、契約の進展構造によっては、毎年の利益が変動する。
- 新契約については、自力では平準純保険料式の責任準備金を積み立てることができないため、過年度の契約 群団から利益が流用されることになる。

^{1) (「3.6.3} 調整配当」参照)

^{2) (}EU 諸国のソルベンシー・マージン、フィンランドのイコーリゼーションリザーブ)

必ずしも望ましい積立方式ではないとの考え方もあった。ただ、多くの会社が平準純保険料式を達成・創設費の繰延 (業法第 113 条) が認められる →課題は大きくない。

(b) ソルベンシー確保

危険準備金等の諸準備金 (純資産の部の準備金等を含む) をどれだけ確保するか

- = 標準責任準備金制度を前提としているので、これらの諸準備金の水準をどのようにするかが大きな要因
- (c) 契約者配当の安定性維持・向上
 - 生命保険契約の長期性・契約者利益の観点
 - 契約者配当の安定性維持は重要
 - 会社利益が安定的でない要素を抱えていることを踏まえると、
 - 単年度の利益を全額還元してしまうことは好ましくない
 - 契約者配当により資産を流動化する
 - 運用利回りが低下することとなり、
 - 将来の利益の増加が見込めなくなる可能性もある。
 - 具体的には、利益準備金や基金などの水準が決定要因

(d) 通常配当と特別配当

- 生命保険会社の利益の特質から、毎年の剰余は変動する要素を含んでいる一方、
- 保険契約は長期にわたる契約であることから、毎年の契約者配当は安定性が求められる。
- 従って、毎年の利益の全額のうち契約者配当として還元する残りの部分については、将来の安定配当のための 配当平衡財源として会社に留保しておくべきと考えられる。
- 一方で、この結果として、毎年の利益のうちで毎年の契約者配当には反映されない部分が発生することに なる。
- また、株式含み益のように、毎年の利益には反映されないが、実質的な会社の資産価値増加分として、会社の 内部留保的性格を持つものとして形成されてくる部分もある。
- こうした毎年の通常配当では還元できない利益の未精算部分や、
- 毎年の通常配当の対象とならなかった部分 (キャビタルゲイン等) を契約者還元する部分として、特別配当が 設けられている。
- この部分について、資産形成の貢献度と (自契約脱退後の残存契約群団を含めた) 契約群団の健全性確保のための内部留保とのバランスにも留意する必要がある。

H28 生保 2 問題 2(2)

決算時の利益を契約者配当として契約者に還元するにあたっての、<u>決算利益の特性の視点</u>からの留意点について、簡潔に説明しなさい。

解答

- 契約者配当財源との相違
 - 決算時の利益と契約者配当財源としての分配可能な利益は異なっている。利益には、即座に契約者に還元すべ

き部分と、将来のソルベンシー確保と契約者配当の向上・安定性維持のために会社に留保しておくべき部分がある。

- 生命保険会社において生じた利益は、この利益が概算で収入した保険料の割戻しであるとの考え方にたてば、基本的には契約者に帰属する性格のものであると考えることができる。しかし、決算時の利益を全てその年度の契約者に還元してしまうことは、その利益の特質から好ましいことではない。すなわち、ソルベンシー確保のために、あるいは、契約者配当の向上・安定性維持のために、その一部を会社に留保しておかなければならない。

• 契約群団利益との相違

- 各契約群団にとっての実際の利益は、責任準備金の積立方式とは独立に定まるが、決算時の利益は責任準備金の 関数であり、契約期間を通じて両者は一致することを考えれば、契約途中での決算時の利益は、あくまでも一つ の責任準備金の積立方式による評価数値でしかないとの考え方もできる。

生命保険契約の長期性

- 決算時の利益は、単年度における利益であって、各契約群団にとっての真の利益はその契約群団が完全に消滅して初めて判明するものである。
- 生命保険契約は長期のものであるから、契約期間中の特定の年度だけを取り上げた単年度の利益だけを見ても、 当該契約の真の会社への利益の貢献度は判明しない。

• 配当開始期

- 契約者配当に対応する財源は、保険年度式の利益が基本となるが、実際に決算において把握できるのは事業年度 式の利益である。
- 3年目配当の場合、利益が生まれた事業年度は、その決算で割り当てる契約者配当に対応する保険年度から平均して半年遅れている。契約者配当とその財源となる利益の期間対応に留意しておく必要がある。
- また、満期等の消滅時には、2年分の財源を準備することが必要となる点も留意が必要である。

• 決算利益の不安定性

- 決算利益自体、契約者配当に直接影響させることが適当でない様々な要因によって変動する可能性があり、安定的とならない一面を有している。たとえば、以下が挙げられる。
- 新契約が高進展した年度における(現行の利益の評価方式の下での)利益の圧迫
- 地震、災害等の異常危険の発生による損失の発生
- 経済環境の急激な変化による財務収益の大きな変動
- 会計基準等を含めた法令等の変更による収支の変動

H7 生保2問題 2(1)

生命保険会社が公平な契約者配当を実施するにあたり、剰余金の分配に関して留意すべき事項(原則)について、重要と思われる順に説明せよ。

解答

原則 1. 会社の健全性と契約者利益の確保が個々契約者問の厳密な公平性に優先する。

「説明」 ある保険種類で赤字を出した場合は他の種類の剰余で補う必要がある。また、将来にわたる支払能力を確保するためには配当率を一律に削減することも必要になる。

原則 2. 原則 1 を充足している限りにおいて言十算基礎率の異なっている契約群間で実質的な公平性が維持されねばならない。

各契約群はその群団からの剰余で出来る限り常に自立する必要があり、約定による債務の履行のための準備金を 持たねばならない。

「説明」 例えば、災害給付を行う保険種類では将来の損失に備えて準備金を持つ必要がある。また、同一保 険種類で計算基礎の異なったものにっいては、将来損失の生ずる確率は異なると考えられるので危険準備金の持 ち方等について工夫が必要である。

原則 3. 各群団内の契約の中では種類、加入年齢、経過年数等を考慮して概略剰余への寄与に比例して分配されるべきである。

「説明」 利源分析、アセットシェア計算等によって剰余への寄与度を把握し、契約間の公平性を図る必要がある。

原則 4. 配当に関する契約者の通常持っている期待は上述の原則と矛盾しない範囲内でこたえられるべきである。

「**説明」** 配当金が経過年数毎に上昇するといったことがこれにあたる。

原則 5. 実務的に得られるのは大まかな公平性である。

「説明」 経費の個々契約への配分、利配収入の配分等については、ある程度裁量の余地がある。

3.3 保険業法における契約者配当の位置付け

演習問題 3.3.1

保険業法における契約者配当の位置付けについて、保険相互会社と保険株式会社の違いを簡潔に説明せよ。

解答

保険相互会社

- 1. 保険業法第55条; 基金利息の支払等の制限
 - 社員配当制限 (配当可能利益).
 - (対比として) 会社法第 461 条 債権者保護のための株主配当制限
- 2. 保険業法第55条の2; 剰余金の分配
 - 公正かつ衡平; 内閣府令で定める基準.
 - 最高決定機関は社員総会(または総代会):「社員自治」が企業理念
 - 配当繰入下限; 社員である契約者の「自益権」. 新業法施行時 80% → 2002 年 3 月に引き下げ。現在は 20%.(規則第 30 条の 6)
- 3. 保険業法施行規則第30条の2; 剰余金の分配の計算方法

区分ごとに剰余金の分配の対象となる金額を計算.

- 4. 相互会社における契約者配当原理:
 - 実費 (at cost) 保険. 相互協力. 収支相等の原則. 原則, 自己完結型.
 - 契約群が全体として再保険的機能を果たす. 会社の内部留保への貢献.
 - 剰余への寄与度に応じた配当. コントリビューション原則.
 - ただし簡易性・契約者理解・インフレヘッジ性といった、国の経営環境 (経済, 法制)・民族性→独自の方式

保険株式会社

- 1. 保険業法第 114条; 契約者配当 (相互会社における業法第 55条の 2に相当)
 - •配当財源3)に関する規定はない
 - 株主配当に対する配当可能利益 (会社法の規定) は準用
 - 公正かつ衡平; 内閣府令で定める基準.
- 2. 保険業法施行規則第62条; 契約者配当の計算方法 区分ごとに契約者配当の対象となる金額を計算.
- 3. 契約者配当と株主配当
 - 契約者配当は契約内容の一部
 - 契約者配当と株主配当のバランス (内部留保とのバランスは相互会社にもある問題)

相互会社と株式会社の契約者配当

- 株式会社では費用性の債務である. 相互会社では剰余金の処分である。
- 相互会社では配当可能利益と最低繰入基準が定められている
- 株式会社では契約者配当と株主配当とのバランスが一番の問題

H14 生保 2 問題 2(3) ①

日本における生命保険会社の配当(社員配当、契約者配当)について、配当に係る法令の規制について簡潔に説明せよ。

解答

相互会社と株式会社の違い 生命保険相互会社の場合は社員配当は剰余金の分配であり、生命保険株式会社の場合には 費用として契約者配当の分配を行うという違いがあるため法令は別々に規定されているものが多いが、一部を除いて、本 質的には同様の規定となっている。

生命保険相互会社に対する剰余金の分配に関する主な規定

- *保険業法第58条(剰余金の分配)
 - 相互会社は、施行規則に定める基準に従い、公正かっ衡平な剰余金の分配を行わなければならない。
 - 内閣総理大臣の認可を受け、かつ、定款を変更することにより、社員配当準備金への繰入割合を施行規則第 29 条 に定める割合より下回ることができる。

³⁾ 相互会社では配当可能利益 (業法第55条), 配当繰入下限 (業法第55条の2)

*施行規則第25条(剰余金の分配の計算方法)

- 保険契約の特性に応じて設定した区分ごとに剰余金の分配の対象となる金額を計算し、次のいずれかの方法(併用 も可)により剰余金の分配を行わなければならない。
 - ①保険料およびその運用収益から保険金・返戻金等の支払給付金、事業費、その他の費用等を控除した金額に応じて分配する方法 [アセット・シェア方式]
 - ②剰余金の分配の対象となる金額をその発生原因ごとに把握し、それぞれ責任準備金、保険金等の基準となる金額に応じて計算し、その合計額を分配する方法「利源別方式]
 - ③剰余金の分配の対象となる金額を保険期間等により把握し、責任準備金等の基準となる金額に応じて計算した金額を分配する方法「損保の配当方式]
 - ④その他の①~③に準ずる方法

*同第26条(積立勘定の設置)

• 相互会社は、公正かつ衡平な剰余金の分配をするために、「積立勘定」を設けることができる。(いわゆる損害保険の積立保険に対する規定であるが、生命保険金杜が取扱うことが可能な商品もあり、積立勘定の設置が可能である。)

*同第27条(剰余金のうち一定の比率を乗じる対象となる金額)

- 剰余金の処分の対象となる金額を、当期未処分剰余金の額から次の合計額を控除した金額(ただし、保険業法第55条第2項に限度額の規定あり。)とすることを規定している。
 - ①前期繰越剰余金の額
 - ②任意積立金目的取崩額
 - ③基金利息の支払額
 - ④損失てん補準備金として積み立てる額
 - ⑤基金償却積立金として積み立てる額
 - ⑥基金の償却に充てることを目的として資本の部に積み立てる任意積立金の額
 - ⑦商法第286条の3の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額
 - ⑧資産に時価を付したことにより増加した当期未処分剰余金の額
 - ⑨当該決算の剰余金に含まれる社員配当準備金の取崩額
- 同第 28 条 (剰余金の分配をするための準備金)
 - 社員に対する剰余金の分配をするために積み立てる準備金は、①社員配当準備金、および②社員配当平衡積立金とする。
 - 社員配当準備金は、社員に対する剰余金の分配をするための準備金として、貸借対照表上、負債の部に計上する。
 - 社員配当準備金の積立限度は次の合計額とする。
 - ①積立配当の額
 - ②未払配当の額(決算期においては翌朝配当所要額を含む。)
 - ③全件消滅時配当の額
 - ④その他①~③に準ずるものとして保険料及び責任準備金の算出方法書に定める方法により計算した額
 - 社員配当平衡積立金は、社員に対する剰余金の分配の額を安定させることを目的とする任意積立金として、貸借 対照表上、資本の部に計上する。

- 社員配当準備金または社員配当平衡積立金を取崩した場合は、取崩額の合計から社員に対する剰余金の分配に充てた金額を控除した残額を社員配当準備金または社員配当平衡積立金に積み立てなければならない。ただし、損失のてん補、基金利息の支払い、損失てん補準備金の積立または基金償報積立金の積立に充てる場合を除く。
- 同第 29 条 (積立割合)
 - 施行規則第 27 条に定める額の 20 %以上の額を社員配当準備金又は社員配当平衡積立金に積み立てる旨を定款に 定めることと規定している。

H10 生保2問題 2(1)①

保険業法第55条の2第1項において規定されている「公正かつ衡平な分配」について簡潔に説明せよ。

解答

保険計理人の配当確認は、保険業法第 121 条の中で契約者配当又は社員に対する剰余金の分配が公正かつ衡平に行われているかどうかを確認し、その結果を記載した意見書を取締役会に提出し、その後、その写しを金融再生委員会に提出しなければならないことが規定されており、法令により義務づけられた保険計理人の確認業務の一つである。

この 公正かつ衡平に関して、日本アクチェアリー会が作成した『生命保険金杜の保険計理人の実務基準』(以下、実務 基準と略す)では、以下の要件を満たすことであると定めている。

- a.責任準備金が適正に積立てられ、かつ、会社の健全性維持のための必要額が準備されている状況において、配当所要額 が決定されていること
- b.配当の割当・分配が、個別契約の貢献に応じて行われていること
- c.配当所要額の計算および配当の割当・分配が、適正な保険数理および一般に公正妥当と認められる企業会計の基準等に 基づき、かつ、法令、通達の規定および保険約款の契約条項に則っていること
- d.配当の割当・分配が、国民の死亡率の動向、市場金利の趨勢などから、保険契約者が期待するところを考慮したものであること

公正・衡平な配当を実現するためには、個々の契約の剰余への貢献度に応じた、いわゆるコントリビューション原則に則した配当の割当・分配を行うことが基本となる(b.)。ただし、それ以前に、責任準備金が適正に積み立てられ必要な内部留保が行われていることが必要不可欠であり、会社の健全性確保が前提条件となることに注意しなければならない (a.)。

法令では、保険契約の特性に応じて設定した区分ごとに剰余金の分配または配当の対象金額を計算し、いわゆるアセット・シェア方式または利源別配当方式等規定された計算方式によって行うことが定められており(保険業法施行規則第 25条または第 62条)、公正・衡平な配当を実現するためには、これらの基準及びその他金融監督庁長官及び大蔵大臣が定める基準に従って適正な分配がなされていることが必要となる(保険業法 58条、同施行規則第 80条または 158条)。

H29 生保2問題 2(2)、H12 生保2問題 2(2)

無配当保険について、その意義および利益の取扱いを簡潔に説明しなさい。なお、相互会社における非社員契約の取扱いについて言及する必要はない。

解答

(意義)

• 低廉な保険料の提供

有配当保険では、保険料の計算基礎率に予め安全性を見込み、その結果生じる利益は契約者配当で清算するという考え方に立っているが、保険料の計算基礎率に起因する利益が極めて安定している場合には、計算基礎率をできる限り 実勢に近づけ(保険料を低廉化し)、過度な利益が発生しないようにすることで、はじめから契約者負担を軽減することができる。また、配当の割当、分配等の事務負荷が発生しないため、事業費負担も軽減することができる。

• 内部留保の充実(契約者配当との関係)

利益(損失)が年によって著しく変動する場合には、各年度の利益を毎期分配するのではなく、将来の損失に向けて備えておくべきであると考えられる。すなわち、生命保険会社の利益をすべて契約者に還元するべきではないが、無配当保険においては、契約者配当を支払わないため、利益を保険群団の健全性維持や投資効率向上等のために使用可能となる。

• 株式会社における利益相反への対応

保険株式会社においては、株主の存在も考慮に入れなければならない。株主は、保険会社へ投資し、保険契約の履行ができないような不測の事態が起きた場合には、自己の財産が毀損することを覚悟する一方で、その投資効果を享受する権利を有していると考えられる。無配当保険により契約者への配当還元が不要であり、契約者と株主の利益相反を回避できる

(利益の取扱い)

- 基本的には、無配当保険で区分経理して管理し、利益は内部留保しておき、損失が出た際には、当該区分に起因する 内部留保を取り崩してその補填に充当すべきである。
- 当該区分に起因する内部留保で補填できないような損失が発生した場合には、全社区分からの補填、または、有配当保険の商品区分との間で、一時的な貸借関係を発生させ、以後、当該無配当保険区分からの剰余は優先的にこの返済に充当すべきと考えられる。
- 一方で、無制限に内部留保することは望ましいとは言えない。ある程度の水準を超える場合は、保険料率を見直すか、あるいは、その利益を有配当保険の商品区分に属する保険契約の契約者配当に流用することも考えられるであるう。
- その場合でも、無制限に流用されるのではなく、法令等の内容に照らして妥当かどうか、公正かつ衡平な配当であるかどうか、また、区分経理等の状況に照らして妥当か等、配慮すべき事項には十分な留意が必要である。

3.4 生命保険会社の保険計理人の実務基準